

## 指定通所介護 料金表（令和3年4月～）

基本料金 (1回あたり)	区 分 通所介護	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	送迎は基本 料金に 含まれて います
	要介護1	368円	386円	567円	581円	655円	
	要介護2	421円	442円	670円	686円	773円	
	要介護3	477円	500円	773円	792円	896円	
	要介護4	530円	557円	876円	897円	1,018円	
	要介護5	585円	614円	979円	1,003円	1,142円	
加算料金	入浴介助加算(Ⅰ)	1回につき 40円		入浴介助を行った場合			
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき 18円		区分支給限度額の算定対象外			
	中重度者ケア体制加算	1回につき 45円		要介護3以上の利用者が3割以上の 時利用者全員に算定			
	認知症加算	1回につき 60円		認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用 者に算定			
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1回につき 56円		機能訓練指導員を配置し機能訓練 を行う			
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	月に1回 20円		個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定に 併せ算定			
	科学的介護推進体制加算	月に1回 40円		科学的介護情報システムを用いて、 介護サービスの質の向上を評価す る加算			
	事業所送迎を行わない時	△47円		所定から片道につき			
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の59/1000		区分支給限度額の算定対象外			
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の12/1000					
基本料金	区 分 介護予防・通所介護相当サービス					備 考	
	要支援1及び事業対象者	1,672円				送迎・入浴加算は基本料金に包括さ れています。	
	要支援2及び事業対象者	3,428円					
加算料金	科学的介護推進体制加算	月に1回 40円		科学的介護情報システムを用いて、 介護サービスの質の向上を評価す る加算			
	運動器機能向上加算	225円		個別計画を作成し、これに基づきサ ービスを実施します			
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(支援1及び事業対象者) 72円 (支援2及び事業対象者) 144円		区分支給限度額の算定対象外			
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の59/1000		区分支給限度額の算定対象外			
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の12/1000					
その他	昼食代	700円		おやつ代含む			
	おむつ代(パット型)	30円		1枚			
	おむつ代(パンツ型)	120円		1枚			
	レクリエーション費	実費					

※新型コロナウイルス感染症への対応として令和3年4月から9月までの期間、基本料金の0.1%が利用料金に上乗せされます。

※勝山市総合事業対象者は要支援相当のサービスを受けることができ、加算についても要支援と同様となります。

※上記金額については介護保険、勝山市総合事業において1割負担の額で表示してあります。負担割合は介護保険負担割合証の通りとします。

※区分支給限度額を超えてサービス利用した分については、全額自己負担となります。